

令和5年度第4回（第64回） 外務省契約監視委員会
議事概要

開催日及び場所	令和6年1月24日（水） 於：外務省289号会議室	
委員	委員長 中谷 和弘 委員 三笥 裕、宮本 和之、門伝 明子、増井 良啓	
抽出案件		(備考)
一般競争方式（政府調達に関する協定適用対象）	2/12 件	審査対象： 令和5年度第2四半期 リモート開催
一般競争方式（上記以外）	3/37 件	
指名競争方式	1/3 件	
企画競争に基づく随意契約方式	0/18 件	
公募に基づく随意契約方式	0/0 件	
その他の随意契約方式	4/45 件	
合 計	115 件	
	意 見 ・ 質 問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する外務省の回答等	別紙のとおり。	別紙のとおり。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
その他	会計課調達官から「令和5年度外務省調達改善計画」上半期にかかる自己評価の報告を行うとともに、「令和6年度外務省調達改善計画」策定にかかる今後の進め方について言及し、各委員より了解を得られた。	

別紙

委員	外務省
<p>1 物品・役務等の契約（総括表） （特段の意見等なし）</p> <p>2 指名停止等の運用状況 （特段の意見なし）</p> <p>3 再度入札における一位不動状況 （特段の意見なし）</p> <p>4 低入札価格調査制度調査対象の発生状況 （特段の意見なし）</p> <p>5 抽出案件の審議</p> <p>①－8：「特定歴史公文書等のマイクロフィルム及び電子画像データの作成」業務委嘱</p> <p>○ 電子データはPDFではなく独自形式のファイルであったかと思うが、今後利用者にPDFでの提供は可能か。</p> <p>○ マイクロフィルム化は以前から継続的に行われているかと思うが、毎年単価の変動はあるのか。今のところ保存方法としてマイクロフィルム化が一番適切ということか。</p> <p>○ 撮影漏れの有無の確認については、事業者のほか、外務省でも行っているのか。</p> <p>②－3：「市民社会対日理解促進事業『日本語講座支援業務』」業務委嘱</p>	<p>● 現在、画像データ提供先のアジア歴史資料センターにおいてはPDFとJPGの2形式で画像を公開していると承知している。一方で、外交史料館で取り扱っている利用者向けの画像データの一部に特殊なプログラムを使用しなければならないものが残っているが、随時PDFへの変換作業を進めており、引き続き期待に応えられるよう対応していきたい。</p> <p>● 材料費高騰などにより徐々に値上がりしている。今年は前年度と比べ材料費が3割程上がっている状況と聞いている。保存方法については、電子データだけでの保存がまだ完全に科学的に実証されていないため、マイクロフィルムと電子データの両方で残すことを考えている。</p> <p>● 然り。</p>

委員	外務省
<p>○ 一者応札の理由いかな。また、入札不参加事業者の理由は確認しているのか。</p> <p>○ 今後事業を継続していくことを前提として、競争性確保や複数事業者が応札可能となるために検討していることはあるか。</p> <p>○ 本講座の受講希望者は減っていないのか。本事業を6都市で行うような規模を維持しうる参加人数なのか。</p> <p>○ 本講座の受講者の、日本語を学ぶ理由や、その後の活用の仕方などの確認は行っているのか。</p> <p>○ 契約関係書類に記載の、現地講師に対する遠隔指導に関して、基本的には書面やメールでのやり取りを想定しているようだが、積極的にウェブを活用することで、どういう教え方をしているのかを実際に見て助言できると思うので、昨今のウェブシステムの発展も踏まえ、業務仕様の中身についても、今後も随時見直してはいかがか。</p>	<p>● 外務省が期待するレベルの日本語教師への指導ができる人材や経験を持っている事業者が多くはないと考えられ、そうしたことから一者応札になってしまったと思われる。入札不参加事業者については、十分な人材がなく外務省の期待するところに応えられないと判断してのことかと思料する。</p> <p>● 業務仕様書をより分かり易くするほか、公示期間の延長、また、公示期間に関わらず本事業をより多くの事業者に広めていくなど、今後も努力して参りたい。</p> <p>● 対日関心、日本語に対する関心は引き続き持たれていると考えている。実際、受講者は大幅に減少してはならず、令和5年度においては500人程の申し込みがあり、昨年12月時点で6か所での全受講者が400人程と十分な人数と考える。ロシア国民が日本に対して関心を持っていることの表れではないかと考える。</p> <p>● 受講終了後も可能な限りコンタクトを維持し、フォローを行っている。修了者の中には、日本との関わりを持ち続ける方もおり、日本語を学んで終わりということではないと考えている。</p> <p>● 大変有益な意見に感謝する。今後さらに仕様書の改善等前向きに検討して参りたい。</p>
<p>③-1：「外務大臣表彰・祝賀レセプションの実施」業務委嘱</p> <p>○ 一者応札の理由いかな。また、今後複数事業者が応札可能となるための取り組みについて考えはあるか。</p>	<p>● 一者応札となった要因として、コロナ明けによりホテルにおいてパーティ等のニーズが高まり人手が不足していること、昨今の原材料費等の物価高騰により、当方の予算要求時の単価や全体総額の設定が、事業者側と見合わなかったことがある。今後については、予算要求の際に単価を上げられるよう努力していくこと、また、指名通知を可能な限り早めることで改善を図っていききたい。</p>
<p>⑥-7：「在外公館における警備指導」業務委嘱</p>	

委員	外務省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備員のバックグラウンドチェックや語学力の審査は外務省で行っているのか。あるいは本契約事業者に一任しているのか。 ○ 見積りの段階で一者辞退しており、他二者も入札辞退ということだが、その理由いかな。また、辞退した二者については見積りを提出する段階で既に対応が困難だったということか。 ○ 派遣先を見ると、事業者自体に支所がないことが多い印象を受けた。事業者の立場からすると、派遣するのは人手不足もあると思うが、人手があっても対応が難しいのではと史料する。子会社や事業所がないところについての警備会社の派遣状況を確認されてもいいかと思う。また、このような派遣状況も勘案し契約を分けて行うことを検討する余地はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本件指導を行う警備専門員については、民間警備会社の社員というステータスを持ったまま在外公館に配置しており、契約事業者の方できちんと選定いただいた上で配置をしている。 ● 複数事業者に声がけしたが、辞退した二者からは、業務履行を満たすことが困難との回答があった。警備員の需要が高まる中で、人手確保が難しいことが背景にあるものと思われる。そのため、見積り段階から対応が困難であったと理解している。 ● 貴重な意見に感謝する。ご指摘いただいた点も確認しながら今後の業務に生かしていきたい。分割契約の点については、事業者単位で業務の調整や十分なサポート体制を作っていたいただいた上で在外公館に警備専門員を配置しているため、効率的な運営の観点から、一つの事業者から配置することが望ましいと考える。
<p data-bbox="153 1025 794 1093">⑥-9：「『領事業務情報システム』証明オンライン申請システム機能追加作業」業務委嘱</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ システムの仕様について「現在の全公館共通の仕様から、各国の提出先機関が求めている証明書の形式をカスタマイズできる仕様に変更する必要性が生じた」とあるが、本システムの導入前に分からなかったのか。改修したことにより、コストがかかりすぎたのではないかと危惧するが如何か。 ○ 外務省には、在外公館等に赴任していた職員が多くいるため、疑問や改善点など、アンケートなどにより要望が出るのではないかとと思うが、そういった確認や検討はしたのか。 ○ 政府関係者でない在留邦人からは、外務省員とは違った意見が出ると思われるところ、今後は外務省員だけではなく、在留邦人からも意見を聴取すると、より設計がスムーズになるかと思料する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 先行して試験運用を行った公館から意見を聴取し認識を合わせた上で開発したが、実際稼働してみると、例えばオンライン申請画面で申請書をアップロードする際、在留証明の場合には現地発行の住所確認書類が必要だが、システム上、抽象的に「住所が確認できる書類」と表記している点があるなど、利用者からの照会が数多くあり、そのため各国ごとに具体的な表記にする必要が生じた。改修についてはご指摘のとおりであるが、本システムは初めての試みということもあり、実際稼働して見えてきた部分が多々あったため、必要となったものである。 ● 試験運用を行った公館との間で調整を行い、また外務本省には在外公館での領事経験が豊富な省員が多いため、意見を取り入れながら開発した。他方、在外公館には領事業務実施公館が244公館あるため、全てを網羅するのは難しいというのが現状である。 ● 年に一度、在留邦人に対し領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査を実施している。また、システム上で質問や要望を出していただくこともできるため、そういったものを活用しながら引き続き在留邦人の方々の意見や要望を聴取していきたい。

委員	外務省
<p>⑥-26：「領事業務情報システム（査証事務支援システム）に対するアプリケーション改修（ペーパーレス化対応）」業務委嘱</p> <p>○ ペーパーレス化の話は以前からあったと思うが、令和2年のリリース時に間に合わなかったのか。</p> <p>○ ペーパーレス化自体は以前から考え方があったが、令和2年からシステムをリリースし、問題点が出てきたため新たに改善を行ったということか。</p> <p>○ 資料を見ると、令和2年4月にリリースしたが、新型コロナウイルスの影響によりシステム導入は一時見合わせ、令和5年3月に一部の渡航目的及び申請先公館を対象に運用を開始し、今後も対象拡大を予定しているとあるが、実際に本格稼働したのは令和5年3月からか。</p> <p>○ 3～4年間運用している間に改修点が出てきたということか。</p>	<p>● 査証関係のペーパーレス化は、現状の査証事務支援システム内では完結できておらず、システムの中で一回受付たものを印刷し、別システムに取り込むなど、2つのシステムを通じて業務を行っている。今回対象事務処理を1つのシステムのみで完結できるよう改修を行ったものである。</p> <p>その他に、例えば今までは窓口で不備がある場合にはその場で却下できたが、オンライン申請になると、審査前に明らかな不備申請を却下できる機能がないと処理数が膨大となり業務が回らないため、そのための新たな機能を追加したり、ファイルの一括ダウンロードなど、オンライン申請開始以降に顕在化した不具合解消のための、様々な機能改修を盛り込んでいる。</p> <p>● 然り。</p> <p>● 次世代査証システム自体は令和2年4月に先行してリリースをしているが、ユーザーがオンライン申請を開始したのは令和5年3月からである。</p> <p>● 然り。既存の機能改修に加えてオンライン申請開始後に追加された課題も含めて改修の対象とした。</p>
<p>①-11：「人事・給与業務の最適化検討及び業務見直し支援に係るコンサルティング」業務委嘱</p> <p>○ 一者応札の理由いかん。見積書の提出があったA者は入札に不参加だったという理解でよいか。</p>	<p>● 本契約事業者とA社から参考見積書の提出があったが、入札には、本契約事業者とA社でないB社の計2者の参加があった。B社は技術審査の必須項目を満たさなかったため不合格となり、結果的に一者応札となった。見積書の提出があったA社については、リソース配分などを総合的に検討され、入札不参加に至ったのではないかと史料する。</p>

委員	外務省
<p>○ 機能改善については、過去に他の事業者が行っていたものを新しくするため、コンサルティングを依頼するという理解で良いか。</p> <p>○ 本体を受注する事業者と本件コンサルティングの契約事業者との間に利害関係はあるのか。</p> <p>○ 資料を見ると、古いシステムを見直し、新しいシステムはフルスクラッチではなく、市販されたパッケージソフトウェアの標準機能を利用するということが、業務フロー全体を見直し、パッケージソフトの標準機能に合わせるために問題点や改善点を分析していくという解釈で良いか。また、標準機能をどこまで使えるのか。オプション追加は必要なのか。</p> <p>○ 他の入札参加事業者の不合格理由は、「過去5年間に於いて、官公庁で同様のコンサルティング業務を行った実績あることに合致しない」点だけでないと理解するが、新しい事業者が参入できないことを懸念する。官公庁で同様のコンサルティング業務の実績がないと難しいものなのか。</p> <p>○ 官公庁と民間の違いは何か。また、実績が必要な理由如何。</p> <p>○ 官公庁で同様のコンサルティング業務を行った実績の有無の観点からすると、例えば他省庁で共済事務の担当だった方が転職しコンサル会社に入ればカバーすることが可能と思料。官公庁での同様のコンサルティング業務の実績そのものではないが、同等と判断する能力や経験がある人材がいるのであれば検討可能なのか。</p> <p>②-2:「外交行囊用梱包テープの製造・購入」業務委嘱</p>	<p>● 然り。新たに別の事業者が受注しており、そちらに移行するためにコンサルティングを依頼するものである。</p> <p>● 利害関係はないものと理解している。他方、本契約事業者は他省庁の人事給与システム更新のコンサルティング経験があるメンバーが参画しており、本システムの中身については熟知している。</p> <p>● 然り。基本的には民間のクラウドの標準機能を使用した設計を進めているが、官公庁の会計手続きは民間にはない手続きがいくつかあるため個別に機能を作成する。</p> <p>● ご指摘の観点は非常に重要と思料。他方、官公庁の業務の知識をある程度持っている事業者でなければ改善点等の提案が難しいこともあり、最低限、官公庁での実績があることを提示したが、今回企画で不合格となった事業者は、公的機関での業務を進行中であるが、まだ実績が出ていないため不合格となった。実績を中央省庁だけに絞るのではなく、地方自治体など公的機関まで広げること今後の検討課題としたい。</p> <p>● 国家公務員法、国家公務員共済組合法など適用する法令の違いがあり、また、保健組合たる共済組合の業務の中身も熟知している事業者でないとの的確なアドバイスが難しいことが懸念される。参入に当たって、どこまで条件付けをするかという点は非常に難しい問題であるが、成果を新しいシステムへの移行に反映できるようにしたいという観点から、官公庁での実績を求めている。</p> <p>● 本契約事業者の中にも共済事務が分かる社労士が在籍していることが結果的に分かったが、入札当初からそういった方が業務に参画することが証明できるのであれば参入の検討は可能と思料する。</p>

委員	外務省
<p>○ このテープは特殊な素材や効能はあるのか。万が一、悪意を持った第三者が開け、再度閉じた場合にそれを視認することはできるのか。</p> <p>○ 前回三者応札だったが、今回一者応札となった要因をどう分析しているか。また、従前のように複数事業者が参加できるよう、今後どういった取り組みをしていくのか。</p> <p>○ テープのデザインは外交行囊ということが分かる印刷だが、素材や印刷などは特殊ではないという理解か。</p> <p>○ 悪意を持った第三者が開けた場合、受け取った在外公館でチェックできるのか。セキュリティ面を危惧するが、どういう整理になっているか。</p>	<p>● ご指摘のとおり以前の紐かけで梱包した外交行囊は運送中に紐が緩み、封緘具も一緒に取れてしまうことが問題視されていた。それを防ぐためテープを貼り、テープのクロス部分をワッペンで留めることにより、外交行囊とより視認し易くなった。テープは市販のもので、材質も印刷も特殊なものではないが、デザインが外務省仕様になっている。仕様についてはどのような素材でも剥がれないよう粘着力の強いものにしており、それ以外は特殊な仕様ではない。</p> <p>● このテープは昨年度初めて導入し、その際に五者に見積もりを依頼したが、一者しか見積もりの提出がなかった。見積もりの提出がなかった事業者に理由を聴取したところ、他の参加事業者と比べ自社の競争力がない等の回答があった。今後も広く複数事業者に声かけをし、十分に説明を行うなどして、入札に参加いただきたいと考えている。</p> <p>● 然り。テープの素材、印刷のインクなど、どの事業者でも対応ができるものである。</p> <p>● ワッペンは特殊な仕様であり剥がしたことが分かるようになっていたため2度と使用できない。悪意を持ってテープを偽造したとしてもワッペンまでは偽造できない仕様である。なお、機密性の高いものについては外務省職員が別途出張ベースで運んでおり、秘匿は担保できていると考える。</p>
<p>⑥-40：「経理業務効率化IT基盤の方向性の検討作業」業務委嘱</p> <p>○ クラウドでの運用についての調査報告書が2月に提出された上で、2月に方向性が出て、保守契約が令和6年度中に終了ということだが、期限的に対応はできるのか。</p>	<p>● 現行サーバーの環境については、システムをそのまま移行する方法として仮想マシン技術もあるため、1年間で対応が可能である。なお、現行サーバーも3ヶ月程で構築した実績があり、クラウドでも構築できると考える。</p>
<p>②-7：「乗用自動車」の交換購入</p> <p>○ 一者応札の理由いかん。</p>	<p>● 潜在的に受注先となり得た事業者へ聞き取りをした結果、仕様を満たす車両の在庫が払底している、製造枠が埋まっている等を理由に新規注文を受けられないため、入札に参加できないとの回答があった。これは世界的な半導体不足等により多くの車種で生産が遅れ、メーカー問わず製造・納品に時間がかかり流通が滞っていることが要因と推察している。</p>

委員	外務省
<p>○ 納車期限は短期間ではないが、本契約事業者だけが在庫を確保できたというのはどういうことか。</p> <p>○ 下取り価格が非常に安価な印象だが、その理由いかん。</p>	<p>● 各事業者によって枠が存在しており、また、人気車種ということもあり新車発表の後、問い合わせが多数あったとも聞いている。今回参考見積りを四者に依頼したが、うち二者からは受けられないと回答があった。残り一者については、一部オプションに対応できないという回答があり、今回の参考見積りが一者となっている。</p> <p>● 車両は既に18年が経過したものとなっており、それを踏まえこのような金額となっている。</p>